

一他国神社仏閣抜け参り相成らず申し合わせの事

一諸役目念を入れ相勤め候申し合わせの事

一銘々持場所道筋損所これ有り候ハ、取り繕い、万物道筋へ持ち出し置くべからず、道筋へ添い候田畑持ちのもの、道を割りせば、免ざる様申し合わせの事

(有門家文書一九三)

こういった申し合わせ事項は、五人組頭の家で開かれる寄り合いの際に、反復朗読され、周知徹底が図られたのではないかと思われる。

五人組の連帯責任制度は、密告を奨励する風潮を生み出し、卑屈な精神、新しい試みへの躊躇^{ちゆうちゆう}、権力への柔順といった、支配する側にとっては好都合の精神風土を庶民たちの中に育てていった。

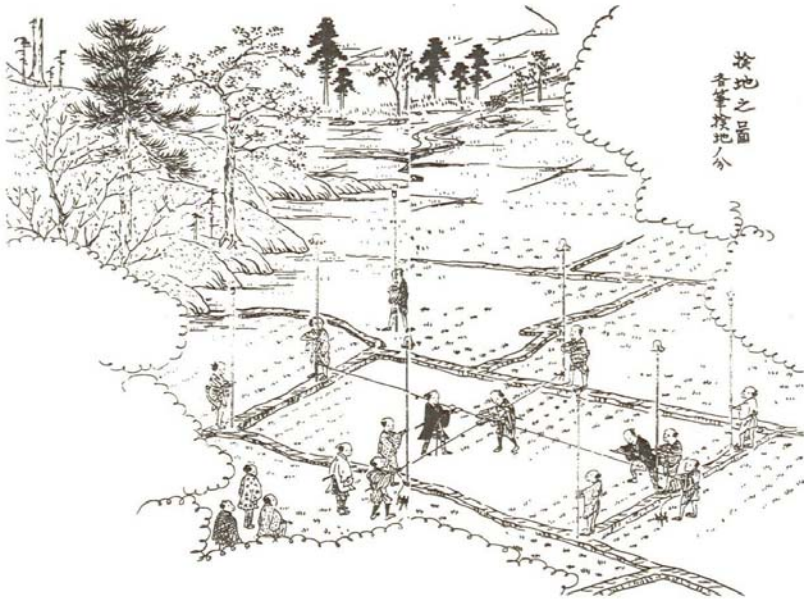
昭和十年代に、国家総動員体制の最末端組織として、また相互監視組織として作られた「隣組」は、この江戸時代の五人組制度が原型である。

二 米の年貢

検地について

近世大名の農村支配は、徹底した土地の調査を行って、「石高制」という制度を確立した点で、それ以前の時代の農村支配とは異なる。石高制とは、すべての土地を、そこからどのくらいの量の米が取れるか、ということで評価して、年貢徴収の基本とした制度で、大名の領国の大きさ

や、藩士の身分も石高で表示され、その大小に応じて軍役や普請役が課せられた。もちろん、近世以前にも土地調査は行われた。古代律令制の時代には田籍・田図という土地台帳が作成されたし、鎌倉時代にも、一国内の国衙領、莊園別に田畑の面積や領有関係を記した大田文おあたぶみという文書が作られた。また戦国時代にあっても、大名の領地ごとに、土地を貨幣で評価する検地などが行われた。しかし、全国的・統一的・徹底的という点において、ひとつの画期となったのは、いわゆる「太閤検地」である。当地方で太閤検地にあたるのは、黒田氏によって、天正十五年（一五八七）に実施された検地である。しかし、この時の黒田氏の検地は、検地役人が出向いて検地を実施する方法ではなく、「指出さしだ」^だといって、農民などが自ら土地の面積や収穫高などを記して上申する形のものであった。



第32図 検地の図（『徳川幕府県治要略』柏書房より）

第3章 江戸時代

指出は一般に、太閤検地が進むにしたがって行われなくなるのだが、天正十五年の時点においてさえ指出しが行えなかったことは、黒田氏が豊前に入国した後、地元の武士団が反発して蜂起したことに関係するのかもしれない。

当地方において、指出ではなく、検地役人が出向いて行う形の検地を最初に実施したのは、黒田氏の後を受けた細川氏である。細川氏は入国して間もない慶長六年（一六〇二）七月に検地条目（検地をする役人の心得）を發して検地にとりかかった。細川検地の概略は次のとおりである。

①開始時期……慶長六年七月より

②使用単位……町・反・畝・歩

一反Ⅱ三〇〇歩、一間Ⅱ六尺五寸

③石 盛……上々田一石六斗、上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、下々田九斗、上々畠九斗、

上畠八斗、中畠六斗、下畠四斗、下々畠三斗

④使用枧……小倉枧（縦横五寸、深さ二寸五分）

⑤その他……企救郡に限り、寛永三年（一六二六）に検地のやり直しが実施された。

石盛とは、耕地の等級別反当り標準収穫量、つまり田畠をいくつかのランクに分け、それぞれのランクにおいて一反当り標準的にどのくらい米がとれるかを定めたものである（ここでいう米とは稷のままでなく、五合摺に精米した米のこと）。これを、それぞれの反別（面積のこと）に乗じれば標準的な生産高が求められることになる。例えば、上々田五〇町、上々畠五〇町の村があったとすれば、 $(一・六石 \times 五〇〇反) + (一〇・九石 \times 五〇$

○反)で、全生産高(村高)は一二五〇石ということになる。

検地の内容をまとめると、①検地は村を単位とする、②村内小字を確認し、一筆ごとに田畠・屋敷地を測量、その地積と生産高を確認する、③田畠・屋敷地の地主〓名請人を確定する。④田畠の等級〓品等と、田畠の等級別反当り生産高を確定する。以上①～④の集計した結果として⑤村の全面積の確定、⑥村の規模〓村高を確定、⑦村の範囲と同時に村境を確定する(神崎彰利『検地』)。

なお、細川氏は太閤検地以来、全国的に広く使用された京枡を使用せず小倉枡を基準にして検地を行った。このことが、後に小笠原氏時代になってからの年貢の算出方法に影響を与えることとなる(第32図参照)。

小笠原氏の石高

寛永九年(一六三二)に細川氏に代わって小倉に入った小笠原忠政(後に忠真)は、改めて

検地を行なわず、細川氏の作成した検地帳をそのまま引き継いだ。後に、「水帳改」(「水帳」とは水利の別によって田畠をまとめた帳面。田畠所在地の小字、田畠の等級、反別、耕作者名が記され、末尾に本高、引高などが記されている)という形で検地帳の調整は行ったものの、基本的に細川氏の検地の成果が幕末まで年貢賦課の基礎となった(第33図参照)。水帳改がどういった形で行われたのか、詳しい点は分からないが、「(水帳は)先帳の趣を以地押ありし迄にて、荒



第33図 宝永三年本田畠水帳(行橋市教育委員会蔵)
左より綾野村、徳政村、国分村

第3章 江戸時代

第49表 徳政村土地保有状況
宝永3年(1706)

持高	人数
50石～55石	1
45石～	0
40石～	0
35石～	1
30石～	1
25石～	0
20石～	3
15石～	4
10石～	9
5石～	3
1石～	0
1石未満	1
合計	23

「仲津郡徳政村本田畠水帳」(行橋市教育委員会蔵)

第47表 吉岡村土地保有状況
宝永3年(1706)

持高	人数
12石～13石	1
11石～	1
10石～	0
9石～	2
8石～	0
7石～	5
6石～	6
5石～	2
4石～	2
3石～	2
2石～	4
1石～	3
1石未満	6
合計	34

「宝永3年 仲津郡吉岡村本田畠御水帳」(勢島文書10)

第50表 国分村土地保有状況
宝永3年(1706)

持高	人数
30石～35石	1
25石～	1
20石～	2
15石～	8
10石～	7
5石～	9
1石～	7
1石未満	9
合計	44

「仲津郡国分村本田畠御水帳」(行橋市教育委員会蔵)

第48表 綾野村土地保有状況
宝永3年(1706)

持高	人数
80石～85石	1
50石～55石	1
45石～	1
40石～	0
35石～	0
30石～	1
25石～	1
20石～	4
15石～	5
10石～	4
5石～	1
1石～	5
1石未満	8
合計	32

「仲津郡綾野村本田畠水帳」(行橋市教育委員会蔵)

地・無土等の村弁も其儘にて、地盤検地帳の高畝不闕(ふけがら)よふに整しもの」という。企救・京都・仲津・築城・上毛の各郡については宝永三年(一七〇六)に、田川郡については寛保二年(一七四二)に実施された。これら、各村の水帳で計算された本田畠の生産高を、小倉小笠原藩では「本高」といった(第47・52表は水帳にみ

第53表の① 寛永6・7・8年仲津郡の免
(%)

手永名	村名	寛永6	寛永7	寛永8
国作手永	福富	29.004	28.00	31.50
	国作	40.00	39.00	42.60
	惣社	49.50	50.00	53.00
	矢富	38.00	39.50	42.50
	有久	31.00	32.00	35.00
	大橋	50.50	49.00	52.50
	竹並	36.00	35.00	38.10
	下原	17.00	15.00	18.20
	田中	40.00	37.00	40.00
	皆見	28.09	27.00	30.00
	綾野	32.20	31.00	34.30
	上坂			
	徳政	42.08	41.00	44.90
	国分	35.30	34.00	37.20
節丸手永	吉岡	20.095	22.00	25.00
	上原	28.00	29.00	32.00
	光富	30.015	31.00	34.00
	節丸	30.00	29.00	32.00
	犬丸	51.00	50.00	53.00
	内垣	52.00	50.20	53.00
	末江	37.00	36.10	39.00
	下高屋	20.20	29.00	32.00
	上高屋	44.50	43.00	46.90
	下ノ馬場	36.00	35.00	38.00
	横瀬	51.00	53.00	55.00
	下伊良原	44.02	45.00	48.00
	上伊良原	42.60	41.00	42.60
平嶋手永	帆柱	19.00	19.05	21.00
	扇谷			
	津留	36.50	35.00	38.20
	真菰			
	今井	51.215	51.50	51.25
	宮市	39.20	38.00	41.00
	寺畔	38.00	37.08	40.00
	流末	25.02	33.00	27.30
	天生田	34.00	33.00	37.00
	彦徳	40.50	41.00	44.50
	崎野	34.00	33.00	37.00
	柳井田	35.00	34.20	37.70
	平嶋	26.80	29.00	31.00
	草場	38.00	39.00	41.00
	道場寺	30.00	33.00	39.00
	徳永	20.00	19.009	22.00

第5編 近 世

第51表 光富村土地保有状況
享保9年(1724)

持高	人数
45石～50石	1
40石～	
35石～	1
30石～	1
25石～	2
20石～	4
15石～	6
10石～	25
5石～	11
1石～	16
1石未満	9
合計	76

「仲津郡光富村本田畠御水帳」(勢島文書14)

※「村分」1石2斗1升1合1勺は除いた

第52表 節丸村土地保有状況
正徳5年(1715)

持高	人数
55石～60石	1
50石～	0
45石～	1
40石～	0
35石～	1
30石～	1
25石～	2
20石～	4
15石～	9
10石～	21
5石～	31
1石～	12
1石未満	13
合計	96

「仲津郡節丸村本田畠御水帳」(勢島文書13)

第3章 江戸時代

る各村の耕作者別土地保有状況。

手永名	村名	寛永6	寛永7	寛永8
元永手永	元永	37.10	36.00	39.00
	竹田	45.20	46.00	49.00
	沓尾			
	高瀬	35.08	34.00	37.00
	稲童	20.0005	20.001	23.00
	辻垣	41.00	38.00	42.00
	大野井	40.08	39.00	42.00
	金屋			
	宝山	35.10	34.50	37.60
	羽根木	50.00	51.00	54.00
	養島	23.00	22.00	25.00
	小犬丸	38.00	37.00	40.40
	馬場	42.10	41.00	44.00
	長江	27.00	26.01	29.00
	松原	21.09	20.00	23.00
長井手永	袋迫			
	花熊	36.20	37.00	37.80
	木山	21.00	23.00	26.00
	谷口			
	大村	46.02	45.00	48.00
	大坂	28.05	27.00	30.10
	柳瀬	48.50	47.00	50.00
	崎山	50.20	49.00	51.90
	喜多良	35.30	34.00	37.70
	鋳畑	24.50	23.00	27.00
	大熊	29.00	28.50	31.00
	山鹿	47.00	46.03	49.00
	本庄	40.00	39.08	42.00
	古川	31.00	30.70	33.30
	久富			
	続命院	36.00	35.02	38.90
	八ツ溝			

史料「寛永九年 豊前国仲津郡寛永六年七年八年三ヶ年之御免帳」(財団法人永青文庫所蔵史料)

(注)数値を記していない村があるのは、史料中にその村が記載されていなかったためである。ただし、一カ村だけの虫損のため村名を読み取ることが出来なかった。その村の免は寛永六年=38.01%、同七年=36.00%、同八年=40.00%である。なお、手永名は参考までに小笠原入部後のものを示したもので、細川時代の区分とは異なる。

石高制は、明治六年(一八七三)に廃止されるまで存続する。仲津郡においては、基本的に宝永三年の水帳が明治初年に至るまで使われ続けるのであるが、宝永三年から一六〇年以上も経過すれば、耕作出来なくなった田畠や耕作主のいなくなった田畠が発生しても不思議ではない。この水帳の欠陥(本高が固定してしまっている、村の実勢に対応できない)を補うために、一村限りで水帳の作り直しをすることもあったようである。例えば、節丸手永光富村では、宝永三年の水帳改の際に作成した水帳が、村の実勢と合わなくなったため、享保九年(一七二四)にもう一度、光富村だけの水帳改を行っている。その時に作成された水帳の奥

書には「(前略) 当村の儀、御田地甲乙御座候に付き、御願ひ申し上げ、御赦免蒙り地組仕り候て、この度坪々残らず念を入れ相改め(後略)」(享保九年仲津郡光富村本田畑御水帳「勢島文書一六」とある。「地組」とは、不公平をなくするため、農民間で田畑の交換などを行ったことを指しているものと思われる。また節丸村には正徳五年(一七一五)の水帳しか残っていないが、宝永三年に作成した水帳を、もう一度正徳五年に正しく作成し直して、宝永三年のものは破棄したものと思われる。

免については年貢率のことで、これを本高に乗じれば、年貢が算出される。免という言葉は、文字通り「許す」とか「免除する」などという意味で、中世においては田畠からの全収穫物の中

の農民の取り分、という意味であったが、近世に至ってその語義が逆になり、全収穫物の中の領主側の取り分、または領主取り分の割合という意味に使用されるようになった。

細川氏の治世のころには、春の内に土地の善悪を勘案して村ごとの免を決定する方法(土免制)と、農民が土免を拒んだ際には、秋に検分を行って免を決定する方法(検見制)を併用し、選択させることで、農民の作徳意欲を喚起しようとした(宮崎克則「元和・寛永期における年貢賦課と徴収」『近世近代史論集』吉川弘文館)。

例えば、細川氏時代の寛永六年—八年(一六二九—三二)では第53表の①のとおりのが免が仲津郡の村々で実施されている。

小笠原氏の治世になってからも、万治(一六五八—六二)・寛文年間(一六六一—七三)までは、毎年検見を行って、免も上下したが、以後は固定したという「定免法」という。免が固定して以後の、小倉小笠原藩全体と仲津郡の村々の年貢率分布状況を第53表の②に、現豊津町域の各村の年貢率分布状況を第54表に示し

第3章 江戸時代

收穫を平均して一年分の收穫高を算出し、その上で次の一二項目を勘案して決定したという。①地味のよしあし ②水利・灌溉の良否 ③風・水・干害の多少 ④土木費の多少 ⑤山林の有無、薪炭の便否 ⑥秣場および肥料の便否 ⑦山海の遠近、台風の有無 ⑧村落より耕地への通路の便・不便 ⑨米穀などの運搬の便・不便 ⑩都市周辺への距離遠近 ⑪人口に対する田畠面積の多少 ⑫農業以外の生業の有無、多少。

第53表の② 免の分布（寛文年間以降）

	小倉藩 598カ村	節丸手永 15カ村	国作手永 14ヶ村	元永手永 15ヶ村	長井手永 16ヶ村	平嶋手永 14ヶ村
73%～	1					
65%～	3(1)					
60%～	5(1)					
55%～	29(3)	3		1		
50%～	41(7)		2(1)	2(1)	3	2
45%～	77(6)	4	1(1)	1(1)	2	1
40%～	106(13)		5	6	4	5
35%～	65(4)	3	3	2	2	3
30%～	33(2)	2	2(1)		1	2
25%～	23(4)		1	1	4	
20%～	12	3		2		1
15%～	1(1)					
10%～	2(2)					

(注) 1. 括弧内は、1つの村で免が2つ以上ある村の数

2. 表の中で小倉藩全体の年貢率の分布は「豊前旧租要略」から引用した。

(史料)「豊前旧租要略」（『福岡縣史資料』第8輯 昭和47年）

「嘉永五年仲津郡本田御勘定帳」（国作手永大庄屋文書）

た。江戸時代の年貢率について、俗に四公六民・五公五民（四〇～五〇割の免）といわれる。かなり多くの村がその範囲でおさまっているが、それら村によって多様であったことが分かる。免を決定するには、その村の五年または七年の

第54表 現豊津町域の免
（寛文年間以降）（%）

村名	年貢率
節丸	39.5
光富	39.0
上原	32.0
吉岡	23.0
国作	44.0
惣社	54.0
有久	35.0
下原	25.0
田中	42.5
砦見	31.0
綾野	45.0
上坂	45.0
徳政	47.0
国分	45.0
彦徳	49.5
徳永	23.5

「六郡地免并御免相目録写」
（『勢島文書』109）

付加税について

本高に免を乗じてもとめられた数値が、そのまま年貢量であるなら簡単であるが、実際には慣習的に各種の付加税を添えて上納した。小倉小笠原藩では、物成一石につき三斗七合三勺二才八匁の付加税を添えて、合計一石三斗七合三勺二才八匁を上納したのである。付加税三斗七合三勺二才八匁の内訳は第55表のとおりである。

京枋物成について

小笠原氏は検地を行わず、前領主・細川氏が行った検地帳を引き継ぎ、後に水帳改正を行うにとどまったことは前述したが、その細川氏が検地を行った際に基準とした枋は小倉枋であった。ところが、幕府は寛文九年（一六六九）に、公用枋として京枋を指定し、これをうけた小倉小笠原藩は寛文十一年に京枋を採用することとした。そのため、これまでの小倉枋による石高表示を京枋に換算しなおさなければならなかった。小倉枋、京枋の容量は次の通りである。

小倉枋 縦横五寸 深さ二寸五分（体積 五×五×二・五＝六二・五）

第55表 年貢1石あたりの付加税

科 目	石数(物成一石につき)	内 容
延 米	2 斗	年貢米を納めるのに、古くは枋に山盛りにして納めたといわれる。しかし、これでは量り方に不同があるので、その分を定量化したもの。
口 米	5 升	地方役人（庄屋等）の役料にあてられたもの。
延の口米	(延米2斗につき) 1 升	延米に対する付加税。
薪 代 米	2 升 4 合 1 勺 4 才	城内で使う薪は古くは現物納していたが、簡素化して米で代納するようになったもの。
夫 柄 米	1 升 5 合 3 勺	城内で使用していた入夫の労働力を米に換算して代納するようになったもの。
薪代・夫柄代延米	7 合 8 勺 8 才 8 匁	上記薪代米・夫柄米にたいする付加税。
合 計	3 斗 7 合 3 勺 2 才 8 匁	

京 枅 縦横四寸九分 深さ二寸七分（体積 $四・九 \times 四・九 \times 二・七 = 六四・八二七$ ）

小倉小笠原藩では一石の年貢に付き、三斗七合三勺二才八払の付加税が掛かったので、合計一石三斗七合三勺二才八払を納める必要があった。この付加税分を含めて京枅に直すには、小倉枅と京枅の体積比を、これに乘じれば、ある係数が求められ、これを小倉枅物成（物成）とは年貢のことに乘じれば、京枅の物成が求められるが、実際には次のような計算を行って係数を求めることになっている。

- ① 一石三斗七合三勺二才八払に計算の便宜上二払を加える
- ② ①の数値に小倉枅の体積六二・五を掛ける
- ③ ②で求められた数値を京枅の体積六四・八二七で割る

この結果、 $一・二六〇四〇二六八七$ という数値が求められるが、最終桁七を切り捨てた $一・二六〇四〇二六八$ を小倉枅から京枅に変換する係数として用いるのである。例えば、節丸村の場合、本高一二〇四石二斗三升八合、免三ツ五分五朱であるから、京枅物成は、 $（本高一二〇四石二斗三升八合 \times 免三ツ五分五朱（三・五 \cdot 五 \%） \times 一・二六〇四〇二六八$ で、 $五三八石八斗二升七合八勺四払九余$ となり、勺に足りない分を切り上げて、京枅物成 $五三八石八斗二升七合九勺$ が求められる。仲津郡の全村の京枅物成は第56表のとおりである。この、小倉枅の物成から京枅の物成に変換する係数 $一・二六〇四〇二六八$ を用いて京枅物成を求める計算方法を「十二六下四下二六八の法」と言う。

引高について

水帳で算出された本高は固定して動かないものであったが、年月が経つにつれて、さまざまな理由により耕作不能の土地が現れるのは、極めて当然である。それを調整するために

第56表 仲津郡全村京枿物成

(単位 石)

手永名	村名	京枿物成
国作手永	福 富	234.43200
	国 作	404.54740
	惣 社	142.88120
	矢 留	281.36360
	有 久	85.80380
	大 橋	1517.78400
	竹 並	222.95280
	下 原	83.84510
	田 中	243.92870
	些 見	182.74630
	綾 野	215.60550
	上 坂	88.36850
	德 政	224.36730
	国 分	280.91830
節丸手永	吉 岡	68.85900
	上 原	157.87060
	光 富	384.27470
	節 丸	538.82790
	犬 丸	206.71450
	内 垣	185.41760
	末 江	132.16670
	下 高 屋	113.57440
	上 高 屋	419.27710
	木井馬場	351.24760
	横 瀬	297.92560
	下伊良原	249.51980
	上伊良原	282.99950
	帆 柱	36.06780
扇 谷	扇 谷	7.79100
	津 留	338.82890
平嶋手永	真 菰	119.66210
	今 井	557.36160
	宮 市	322.83490
	寺 畔	244.68550
	流 末	228.44380
	天 生 田	396.46770
	彦 德	189.24420
	崎 野	165.01420
	柳 井 田	178.68700
手永名	村名	京枿物成
平嶋手永	平 嶋	211.48380
	草 場	414.02340
	道 場 寺	317.27260
	德 永	98.46580
元永手永	元 永	594.68500
	竹 田	173.58150
	杳 尾	20.26090
	高 瀬	248.23400
	稲 童	268.75990
	辻 垣	262.46000
	大 野 井	1046.84200
	金 屋	147.84470
	宝 山	604.96500
	羽 根 木	287.28960
	養 島	7.91520
	小 犬 丸	144.35410
	馬 場	177.82460
	長 江	163.44690
長井手永	松 原	148.35150
	花 熊	316.61320
	木 山	293.42500
	谷 口	191.16950
	大 村	256.29640
	大 坂	186.82210
	柳 瀬	253.48980
	崎 山	606.80450
	喜 多 良	254.76470
	鎧 畑	21.61950
	大 熊	272.60840
	山 鹿	272.47450
	本 庄	482.88100
	古 川	267.23990
	久 富	218.84080
	統 命 院	274.76440
	八 ツ 溝	63.62090

(史料)「嘉永五年仲津郡本田御勘定帳」

(国作手永大庄屋文書)

第3章 江戸時代

各種の引高を設けて、村の実勢に見合った年貢を算出しようとした。

引高には大きく分けて、永引、当引、検見引があった。永引は文字どおり永久に耕作出来ないと思なされた田畠に対する引高である。当引は永引と異なり、後々耕作出来る可能性のある田畠といった趣旨の引高で、検見引は風水害などによって収穫が著しく少なかった場合、損害高を調査（検見）した上で、その年に限り年貢を軽減するものである。なお、天和・貞享年間（一六八一―一八八）までは、永引、当引の区別がなく、永引も当引のように課税の対象に引き戻しになることがあったが、それ以降はそのようなことは無くなったという。

①川成引

洪水などによって田畠が冠水し、荒れ地となったときに設けられる引高で、永久に免税地とする永川成引と当分の間免税地とする当川成引がある。第57

第57表 文久3年節丸手永引高

(単位 石)

村名	永川成引	当川成引	年々屋敷成引	年々道成引	年々溝手成引	年々土手成引	年々池成引	年々田成引	年々池成引	年々池成引	年々池成引	前々春免引	当春免引	物庄屋作方役米引	村別合計
吉岡					0.2059			3.4192	0.2586						3.8837
上原	1.7736				0.5686								5.8323		8.1745
光富	22.3709	3.1391	0.3702		0.4292				0.9305	11.9061					39.1460
節丸	53.5446	8.9142	1.5204	0.0610	0.9449	0.1877	1.0732	1.3149		10.6530				2.2589	80.4728
犬丸	32.2668	2.6406	2.4314	0.2371	1.1705										38.7464
内垣	15.1307	1.3610						0.8551	0.5966						17.9734
末江	1.7065	2.8071	0.6956		0.1534			2.2995		0.0129		15.8550			23.5300
下高屋	6.5314	4.0805			0.1796					0.3250			2.5585		13.6750
上高屋	21.3178	64.6091					1.0847			0.4275					87.4391
木井馬場	16.7001	4.7650			1.7420					0.5548					23.7619
横瀬	73.2966	10.8552		1.3145	0.6968	1.4190									87.5821
下伊良原	47.1111	0.5403													47.6514
上伊良原	24.0912	0.1543						1.3090							25.5545
扇谷	1.8306														1.8306
帆柱	7.9748	0.0352						0.1065							8.1165
引高別合計	325.64671	103.9016	5.0176	1.6126	6.0909	1.6067	5.3425	6.7462	2.5093	22.5591	15.8550	8.3908	2.2589		507.5379

(史料)「文久三年 仲津郡本田新地諸引調子帳 節丸手永」(『勢島文書』92-3)

(注) 元禄13~16年の本田永川成は、「当川之内二入」と但書がなされているのでその通り「当川成」の中に含めた。

第58表 節丸手永の引高

表にみる節丸手永の場合、本田畠の永川成引は横瀬村の七三石余を最高に、手永合計三三五石六斗四升六合七勺が設けられており、また新田畠の永川成引は一五石五合五勺である。また本田畠の当川成引は上高屋村の六四石余を最高に、手永合計一〇三石九斗一合六勺であり、新田畠の当川成引は、一三石三升三合四勺である。永川成引、当川成引ともに無いのは吉岡村のみである。

新 地 分	永川成引	寛文8年(1668)から貞享4年(1687)	14.3354
		貞享元年(1684)	0.1327
		不明	0.5374
	池成引	貞享2年(1685)	0.0465
		宝永3年(1706)	0.0281
	池成三ヶ一引	安永9年(1780)	0.0269
		寛政2年(1790)	0.0099
	池成三ヶ二引	天保5年(1834)	0.4313
	溝成引	貞享2年(1685)	0.0281
	畠成田不換付	不明	4.9550
	土手成引	宝暦3年(1753)	0.8773
	当川成引	元禄15年(1702)	0.1217
		元禄15年(1702)から宝永元年(1704)まで	6.8545
		元禄16年(1703)から宝永元年(1704)まで	0.0045
		享保9年(1724)	3.4906
		文化13年(1816)	1.2668
		文政11年(1828)	0.7315
		嘉永3年(1850)	0.5136

本 田 畠 分	永川成引	寛文7年(1667)まで	8.2997石
		寛文10年(1670)	161.7910
		延宝元年(1673)	18.5348
		延宝3年(1675)	48.3706
		延宝4年(1676)	0.0424
		延宝7年(1679)	2.9589
		延宝8年(1680)	1.5215
		天和2年(1682)	2.2270
		貞享元年(1684)	0.7066
		貞享2年(1685)	0.1035
		貞享3年(1686)	0.1443
		不明	80.9464
	溝成引	不明	2.2589
		寛文10年(1670)	1.0364
		延宝元年(1673)	0.4303
		貞享2年(1685)	2.0562
		元禄2年(1689)	0.1534
		不明	3.2671
	土手成引	宝暦3年(1753)	1.4190
		不明	0.1877
	屋敷成引	寛文10年(1670)	0.6956
		不明	4.3220
	道成引	不明	1.6126
	池成引	貞享2年(1685)	2.1687
		不明	5.7405
	池成三ヶ一引	享保20年(1735)	0.1836
		安永2年(1773)	0.0750
		安永7年(1778)	0.0728
		安永8年(1779)	0.0129
		安永9年(1780)	0.2772
		寛政2年(1790)	0.1254
		文化3年(1806)	0.4275
		文化12年(1815)	0.7544
		天保13年(1842)	0.5805
	池成三ヶ二引	天保5年(1834)	22.5591
	田成三ヶ一引	寛文10年(1670)	2.0121
	望成三ヶ一引	不明	1.2493
	前々奉免引	不明	15.8550
	当春免引	不明	8.3908
	当川成引	元禄13年(1700)	0.7018
		元禄15年(1702)	78.3293
		宝永4年(1707)	7.4021
		文化13年(1816)	6.9355
		文政11年(1828)	1.0265
		嘉永3年(1850)	7.5792
		安政2年(1855)	0.0953

「慶応二年仲津郡寅歳御免相引方明細帳」(勢島文書92-5、7)

また、節丸手永の川成が設定された時期を見ると（第58表）、本田畠の永川成の場合、不明分を除いた全部が寛文年間（一六六一―七三）から貞享年間（一六六四―八八）の間に引高として設けられている。現在の豊前市域の村々では、ほとんど全部の永川成が、寛永年間（一六二四―四四）から寛文年間（一六六四―八八）、十七世紀の前半期から後半期に成立しているが（『豊前市史』）、節丸手永の場合も、十七世紀の後半期に集中して永川成が設けられている。川成が設定された年代が、ある一時期に集中していることは不自然であるが、大規模な河川工事が十七世紀を通じて小倉藩全体で行われ、それにもなつて潰された田畠が永川成とされた、とも考えられる。また、もう一つ考えられるのは、小倉小笠原藩では、寛文年間に入るころから年貢徴収体系の整備が行われたのであるが、そのことと関連しているのかもしれない。

②屋敷成引

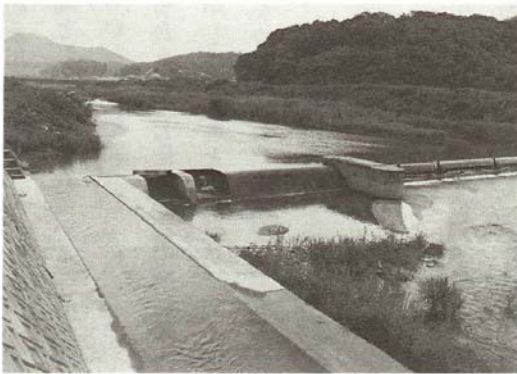
小笠原氏は検地を行わず、前領主・細川氏の検地の成果をそのまま引き継いだが、その細川検地の際に既に屋敷地として使用されていた土地は敷地全部が「高外無年貢」すなわち村高から外し、免税地であつた。しかし、細川検地以後（恐らく小笠原入国以後）屋敷地として使用されるようになった土地は「屋敷成引」という形で課税対象から除かれた。ただし、この場合免税となるのは敷地全部ではなく、居家・牛馬屋・稲屋・粃干場のみで、敷地内で畠を営んでいる場合は一般の畠同様に課税された。屋敷成引は「各郡村ニ於テ稀ニ在ルモノ」（『豊前旧租要略』『福岡県史資料』第八輯）と言うように、引高全体から見れば小さいものである。これは明和・安永年間（一七六四―八一）以降、新開村を除いて、屋敷成引を新たに設けることは禁じられたことと関係するものと思われる。節丸手永の現豊津町域の村々では、本田畠において、光富村に三斗七升二

勺、節丸村に一石五斗二升四勺が設けられている。また、節丸手永の屋敷成引は、不明分を除いて、全部が寛文十年（一六七〇）から引高として設けられている。

③道成引・溝成引・土手成引

文字どおり、田畠として使用されていた土地が、それぞれ道・溝・土手として供用されるようになり、免税地となったものである。いずれも引高が小さいのは、屋敷成引と同様に、細川検地以後に普請されたもののみが引高として計上されているためであろう。また、溝成引についてはその多くが「むらひきま村弁」（年貢などが不足した場合に村全体で不足分の充当にあたること）にしたり、その土地の持主が溝成分の年貢を納め、溝成引として免税となることは少なかった。

ちなみに、節丸手永の内、現豊津町域の村々の溝成引は、吉岡村の頭無池の築造に関連して造られた溝（本田畑二斗五合九勺の溝成引）以外は、「末長溝」が造られたことにもなう溝成引である。末長溝は節丸村の上流から上原村へ至る用水路であり、現在でも、改修はなされているが使用されている（第34図参照）。貞享二年（一六八五）に節丸村の本田畠八斗五升二合五勺・新田畠一升五合四勺、光富村の本田畠四斗二升九合二勺、上原村の本田畠五斗六升八合六勺に溝成引が設けられており、この年に末長溝が竣工したのであろう。



第34図 末長溝の水口（節丸区）

第3章 江戸時代

末長溝を含め、節丸手永の溝成引は、不明分を除けば、全部十七世紀の後半期に設けられている。このことは、藩側の発意による用水路が、この時期に多く造られたことを示しているのかもしれない。

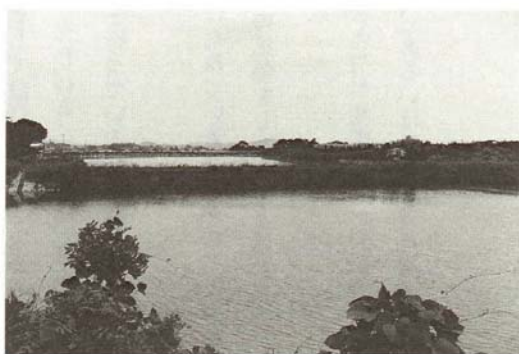
④池成引（池成三ヶ一引・池成三ヶ二引）

これも細川氏が支配していた時よりあるものはすべて高外無年貢であり、また小笠原氏入国以後に造られた池も当初はすべて引高として免税地となっていた。しかし、その後「官民の利益如何ヲ実地ニ視察」あつて（旧租要略『縣資』第八輯）、池成三ヶ一引、池成三ヶ二引、池成半方引が設けられた。また寛政三年（二七九二）には、藩の指導によつて造られた池は三ヶ二引、村々からの願い立てによつて造られた池は三ヶ一と定められた。

節丸手永の場合、すべて免税となる「池成引」が設けられたのは、本田畠では不明分を除いて貞享二年（一六八五）、新田畠では貞享二年と宝永三年（一七〇六）である。また池成三ヶ一引は、第58表で分かるように、本田畠、新田畠ともに十八世紀の後半期に集中する傾向がある。池成三ヶ二引は天保五年（一八三四）のみである。

ちなみに、節丸手永の内、現豊津町域の吉岡村、光富村、節丸村の池は、次のように築造・拡張されている。

吉岡村頭無池



第35図 頭無池（吉岡区）

奥に見えるのが現在の頭無池。手前の「上池」が江戸時代からのものと思われる。

貞享二年（一六八五）に本田畠一石六升二合九勺の耕地を池成引として設けていることから、新たに築造したか、あるいは元々あった溜池の拡張をしたものと思われる。その後、享保二十年（二七三五）と安永二年（二七七三）に村方からの願い出により、池の拡張を行っている（第35図参照）。

光富村野入池

安永七年（二七七八）に本田畠七升二合八勺の池成三ヶ一引が設けられていることから、この年に村方からの願い出により、新たに築造したか、あるいは元々あった溜池の拡張をしたものと思われる。

光富村幸池

安永九年（二七八〇）に本田畠二斗七升七合二勺、新田畠一升六合九勺の池成三ヶ一引が設けられていることから、この年に村方からの願い出により、新たに築造したか、あるいは元々あった溜池の拡張をしたものと思われる。

光富村今積池

天保十三年（一八四二）に本田畠五斗八升五勺の池成三ヶ一引が設けられているので、この年に新たに築造したか、あるいは元々あった溜池の拡張をしたものと思われる。この天保十三年の今積池築造（あるいは拡張）は、後に述べるナンギヨウバル（現在の豊津台地のこと）の開発に関連したものである。ナンギヨウバルの開発は天保十年（一八三九）から開始されるのであるが、今積池築造の目的は、そのナンギヨウバルへ農業用水を送ることにあった。しかし、池築造の願書には、里三手永（平嶋・国作・元永）へ用水を供給することのみを目的にあげており、なぜこのような目的の、すり替えを行わなければならなかったのか、

第3章 江戸時代

問題の残るところである（第6編第3章第1節参照）。
光富村大谷池

大谷池は天保五年（一八三四）に、節丸村の椎木池とともに、郡普請として築造されたものである。普請は国作・長井・平嶋の三手永が担当することとなり、天保五年四月七日に着手することが命じられたが、雨天のために翌々日に順延となっている。この池の着工は四月九日からであったが、「大造に付き、中々相片付き候儀にてはこれ無く」、特に長井手永の丁場は進み具合が悪く、国作・平嶋手永の丁場が片付いたあとで再び出夫することとなり、

四月十二日に「大谷池へ今日村々人別出夫、正明六ツ時右場所（不明）□、一統稠敷相働き候に付、七ツ時仕上げ（略）」という運びになつた（長井手永大庄屋文書天保五年「午御用日記」四月一日・四月十二日の条）。この池の築造によつて設けられ

た引高は、本田畠一一石九斗六合一勺、新田畠三斗八升七合六勺の池成三ヶ二引である。ただ、工事期間があまりにも短いことから、元々なにがしかの溜池があつたのを拡張した可能性が高い（第36図参照）。

節丸村椎木池

天保三年（一八三二）十二月十二日郡奉行小出段藏より仲津郡大庄屋中に宛てて「先達て引き取り前申し入れ置き候節丸池所見分これ有り候や、何卒寒さ相成らざる内見分これ有りたく、夫積もり其外井樋の寸



第36図 大谷池（光富区）

合迄くわしく治定の所承りたく候、兎角物事つきやりに相成らず候様致したく候（略）」（国作手永大庄屋文書天保三年「辰日記」十一月十四日条）とあり、天保三年の暮れ近くから、その築造の準備を始めたことをうかがうことができる。また天保五年（一八三四）四月一日から二日にかけて、節丸村椎木池と光富村大谷池に、仲津郡の大庄屋・子供役中と一手永から庄屋二人が立ち会い、手永ごとに夫割り、丁場割りを行っている。椎木池の普請も郡普請で、元永・節丸手永の担当となり、大谷池が雨天のために着工を順延したのとは違い、命じられたとおり四月七日に取り掛かったようである（長井手永大庄屋文書天保五年「午御用日記」四月一日～四月十二日の条）。また椎木池本体の築造工事とは別に、溝掘りの工事なども行われたが、工事に必要な人夫の数は三三七人と見積もられている。（同前史料四月十六日の条）。この年から、節丸村に本田畠十石六斗五升三合、新田畠四升三合七勺の池成三ヶ二引が設けられていることから、天保五年に完成したのは間違いない（第37図参照）。

節丸村後野池

貞享二年（一六八五）に本田畠二斗二升七勺、新田畠四升六合五勺が池成引として設けられていることから、この年に、新たに築造したか、あるいは元々あった溜池の拡張をしたものと思われる。



第37図 椎木池（節丸区）
現在は使われていない。

なお、新池を築造する場合の審査は、まず池と成る田畑の面積や年貢高を記した帳面を二部作成し、また田畠面積、畦数などを水帳に記されているとおりに書き写した図面を添えて申請する。そして、郡奉行、代官、検見役人が出向いて見分し、水帳とつき合わせて築造の指示を行った。引高は池が出来あがった上で決めていた。

⑤ 田成畠減物成引

なにがしかの理由によって農業用水を引けなくなった田地を畠として利用する場合、帳簿（水帳）上は田のままで、上田なら上畠に、下田ならば下畠の物成を納めさせ、両者の物成の差額を「田成畠減物成引」とした。

⑥ 春免引

年貢率が、その村の現況に不釣り合いで、年貢の負担に耐えられなくなった際に設けられた引高で、四ツ高に特定の率を掛けて算出された。その始まりの時期には諸説があるが、いずれの説も十七世紀の中期以後期という点では一致している。春免引も他の引高同様、永引と当引があつて、史料では前者が「前々春免引」後者が「当春免引」と表記されている。

⑧ 惣庄屋作方役米引

惣庄屋とは大庄屋のことで、細川氏支配のころから小笠原氏が入国してしばらくはこう呼ばれていた。本来は大庄屋の所有地にかかる年貢の内、薪・夫柄米を免除したらしいが、大庄屋の世襲制が崩れるに及んで、持高の多少にかかわらず、手永ごとに固定した引高を設け、大庄屋交替の際にはこれを引き継いだ。節九手

永の場合は、二石二斗五升八合九勺である。

⑨ 検見引

風・水・干・蝗害による被害で、例年どおりの年貢量を納められそうにない村は、藩に対して米の収穫量の調査を願い出し、もし、一定量より少なかった場合は、その分を年貢から差し引いた。この収穫量の調査を「検見」と言い、それによって設けられた引高を「検見引」と言った。

検見には三つの段階があった。すなわち、庄屋・方頭・組頭・頭百姓の立ち会いのもとで行う「下見」↓郡手代・大庄屋・子供役による「中見」↓そして最終段階として、一郡に四人の検見役・郡奉行・代官による「上見」を受け、具体的に検見引の高を決定した。

四ツ高について

このように、小倉小笠原藩の本年貢の計算法は複雑であるが、基本は本高に免を乗じるものである。免は村の状況を加味しているので、村同士の相対的な不公平は生じにくい。ところが、夫役などの高掛り物は、本高に一定の率を掛けて賦課したので、村同士の不公平が生じた。そこで、万治元年（一六五八）から、四ツ高を基準にして賦課する方法に改めたという。その算出法は、京枴物成を○・四で割れば求められる。ただ、引高は京枴物成から除くから、（京枴物成ー引高）÷○・四が実際の算出方法である。この方法で算出した仲津郡の全村の四ツ高は第59表のとおりである。領内に広く流布した地方書には、「（四ツ高は）其村に出来ル所の現米なり」（「大綱郡役農業一切記」安武手永大庄屋文書五二）などと書かれているが、この解釈は当たっていない。四ツ高は、京枴で勘定した米の全収穫量に前述の付加税を含めたところの数字だからである。

第3章 江戸時代

第59表 仲津郡全村四ツ高

(単位 石)

手永名	村名	四ツ高	手永名	村名	四ツ高
国作手永	福 富	561.43875	元永手永	元 永	1159.21375
	国 作	881.08075		竹 田	398.11150
	惣 社	282.77550		沓 尾	19.01550
	矢 富	614.80025		高 瀬	549.71225
	有 久	213.74750		稲 童	670.01900
	大 橋	1836.36100		辻 垣	284.28325
	竹 並	465.27150		大 野 井	1153.22375
	下 原	208.88100		金 屋	336.64300
	田 中	544.44775		宝 山	707.79475
	皆 見	419.31450		羽 根 木	560.21475
	綾 野	505.72000		養 島	18.88600
	上 坂	166.09650		小 犬 丸	359.37150
	徳 政	560.84425		馬 場	418.21200
節丸手永	国 分	574.64200	長井手永	長 江	353.56375
	吉 岡	162.43825		松 原	363.67800
	上 原	374.24025		花 熊	618.21425
	光 富	862.24000		木 山	227.84730
	節 丸	1138.64075		谷 口	468.53575
	犬 丸	419.50000		大 村	468.71550
	内 垣	417.59000		大 坂	386.64400
	末 江	270.99700		柳 瀬	432.57850
	下 高 屋	249.33700		崎 山	1262.15975
	上 高 屋	829.27400		喜 多 良	474.52825
	木井馬場	818.57900		鎧 畑	53.24050
	横 瀬	525.85875		大 熊	500.34150
	下伊良原	504.67100		山 鹿	531.57675
平嶋手永	上伊良原	643.19150		本 庄	1052.47125
	帆 柱	69.87825		古 川	625.86175
	扇 谷	14.90100		久 富	525.62350
	津 留	724.00950		続 命 院	525.14200
	真 菰	264.49100		八 ツ 溝	138.24900
	今 井	1032.48600			
	宮 市	693.08600			
	寺 畔	407.12050			
	流 末	431.21500			
	天 生 田	893.16075			
	彦 徳	309.65975			
	崎 野	368.37625			
	柳 井 田	421.63275			
	平 嶋	306.57675			
	草 場	995.03925			
	道 場 寺	618.60450			
	徳 永	224.41025			

(史料)「嘉永五年仲津郡本田御勘定帳」
(国作手永大庄屋文書)

新田畠について

小笠原忠真が細川氏から引き継いだ石高は一九万八八七〇石六斗四升八合であったが、幕府からの表向きの拝領高は一五万石で、この分を本田畑とし、残りの四万八八七〇石六斗四升八合はすべて新田畠とした。ただ、この分の新田畠は名目上だけで、実際には本田畠、新田畠の区別は無かった。これは幕府からの拝領高一五万石に合わせて、表向きに一五万石以外を新田畠と称したまでのことである。この名目上の新田畠ではなく、小笠原氏入国後に開発され、調査が行われて新田畠として登録されたものがある。特に、万治（一六五八―一六六二）、寛文（一六六一―一七三三）、延宝（一六七三―一八二二）、宝永（一七〇四―一七二二）、元文（一七三三―一七三六）、寛政（一七八九―一八〇二）、享和（一八〇一―一八〇四）、文化（一八〇四―一八一八）、文政（一八一八―一八三〇）、天保（一八三〇―一八四四）、安政（一八五四―一八六〇）の各年間には詳細な調査が行われたという。小笠原氏入国後に開発された新田畠の検地は、細川氏がかつて行った検地同様に、六尺五寸を一間として行った。地位は本田畠と同じく田畠ともに上々下々の五段階を設け、石盛も本田畠と同じであった。また年貢の計算方法も本田畠と同じであるが、土木工事などに使われる夫役米などは免除された。新田畠は、年貢率（免）と、新田畠となる以前の地位などの別から、次のとおり種類分けされる。

① 永荒新地・当荒新地

この新地は田川郡にのみあるのであるが、具体的な性格については、明らかにされていない。ここでは、「郡方大意」（永沼文書二）の説明を引用するのみにする。

永荒新地Ⅱ 「永荒新地と云ハ古来新地御改之節永荒帳ニ（載）脱力故也」

当荒新地Ⅱ 「当荒新地は古新地御改之節一年荒ニ相立当荒帳ニ載」

②本免新地・半免新地・三ヶ二新地・三ヶ一新地

本免新地は、その村の本田畠の免（本免）を乗じて年貢を算出する新地で、半免、三ヶ二、三ヶ一のそれぞれは、本免の二分の一、三分の一、三分の一を乗じるものである。本免新地には六分上米（後述）が掛からないが、その他には掛かる。本免新地は、本田畠に春免引などがあつた場合は、本田畠より年貢量が多くなることが考えられるが、前述のように土木工事などに使用される夫役代米が免除されるので、だいたいは、本田畠より年貢が多くなることはないという。

③見掛新地

新開の田畠に、五年から十五年の楾下年季を設定して、少額の年貢（下々田の石盛に半免を掛ける）を納めさせた新田畠のことである。

④畠成田新地

農業用水の確保が容易になったことなどから、畠を田に変換することになった場合、上畠なら上田に、下畠なら下田に見なした。そして、例えば上畠一反・高八斗を田に変換した時は、上田一反・高一石五斗になったものと見なす。ただ、水帳を訂正したりはせず、帳簿上はそれまでのとおり畠として扱い、上田と上畠との差、すなわち（一石五斗―八斗）七斗を新地として登録したのである。これを畠成田新地といった。逆に田を畠にした場合の取り扱いについては、前述の「田成畠減物成引」を参照してもらいたい。

六分上米

藩は延宝六年（一六七八）に企救郡の新田畠について検地を行った（貞享四年とも言われる）。その結果、以前より六分（六％）の新田畠が増加していることが分かった。本来なら他郡に

についても検地を実施すべきであるが、「検地は上下ともに造作掛り候事ゆへ」（郡方大意）、他郡も六%増加していると見込んで、一律に新田畠の京枴物成に対して六%を乗じた高を上納させることとした。これを六分上米という。したがって、これは企救郡を除いた五郡に見られる年貢である（第60表参照）。

三 その他の年貢

五分種子利米

小倉小笠原藩の租税の中には、前領主・細川氏のそれを引き継いだものがいくつかある。五分種子利米もその一つで、細川氏が村々の本高に五^{セバ}トを乗じて、その分を種粃として村の種子蔵に保管させ、毎年農民に貸し出した。その上で、元米の四〇^{セバ}トの利息を毎秋上納する決まりであったのであるが、小笠原氏は細川氏に元米を返済した上で、これを引き継いだ。

ただ、当初は一種の備荒貯蓄に係る租税であったものの、後には慣習的に取り立てるのみで、備荒貯蓄との関係は名目上だけになったものと思われる。

ちなみに、細川氏時代の惣庄屋の職務内容は、「根付之御僉議、五歩種子取立、道橋御取繕」（永尾正剛編

第60表 節丸手永六分上米
(単位：石)

村 名	六分上米
吉 岡	1.4283
上 原	1.5802
光 富	0.4182
節 丸	0.9493
犬 丸	0.2454
内 垣	0.1584
末 江	0.6194
下 高 屋	0.5285
上 高 屋	0.1873
木井馬場	0.0526
横 瀬	0.0900
下伊良原	0.2817
上伊良原	0.6404
扇 谷	0
帆 柱	0.0711
合 計	7.2508

「嘉永元年仲津郡村々申請取立本帳」
(「勢島文書」90)